

重点的取組②▶市町村域における災害時福祉支援活動の展開を推進します

平成30年7月豪雨災害をふまえ、災害発生から日常生活に戻るまで切れ目のない福祉的支援（被災者の生活再建に向けた支援活動）が行えるよう市町村域における災害時福祉支援活動の展開を推進します。

* 災害時福祉支援活動：発災後、さまざまな福祉的課題を有する被災者に対する福祉サービスの提供

現 状

- 平成30年7月豪雨災害での災害ボランティアセンター・DWAT・被災者見守り相談支事業等を通して、大規模災害時の被災者支援の全体を経験した。
- 令和元年9月新見市集中豪雨災害において、小規模災害での福祉的支援の展開を経験した。
- 市町村社協では、従来型の災害ボランティアセンターのイメージが強い。
- 全社協では、災害ボランティアセンターと見守り支援を一体化した取組を提案している。
- 現在、市町村社協には、社協単独ではなく地元主体による災害ボランティア・復興支援センターの設置・運営や、被災者の生活再建に向けた支援活動が求められている。
- 災害福祉支援における課題を行政と共有する必要がある。

目指すべき状態・姿

- 災害発生から日常生活に戻るまで、DWAT・災害ボランティア・被災者見守り相談支援を連動して取り組む災害ボランティア・復興支援の考え方について、市町村社協・行政等が理解する。
- モデル指定した市町村社協が、被災者の孤立防止や生活支援全般に関わる活動を展開できる。

必要な視点

- 県行政と調整のうえ、市町村行政や市町村社協に働きかける。
(県行政と目線合わせた上で、地域防災計画等市町村の計画との整合性を図ること等)
- 県社協が市町村社協に出向き、一緒に考える。(地元の社会資源や多様な主体を把握し、協働の仕組化(災害VC運営に関わる協働、初期のニーズ把握に関わる協働、被災者見守り・相談支援に関わる協働)を図ること等)
- 県域として市町村域の後方支援(バックアップ機能)を強化する。
(県域のネットワークの強化、保健・医療との連携を図る等)

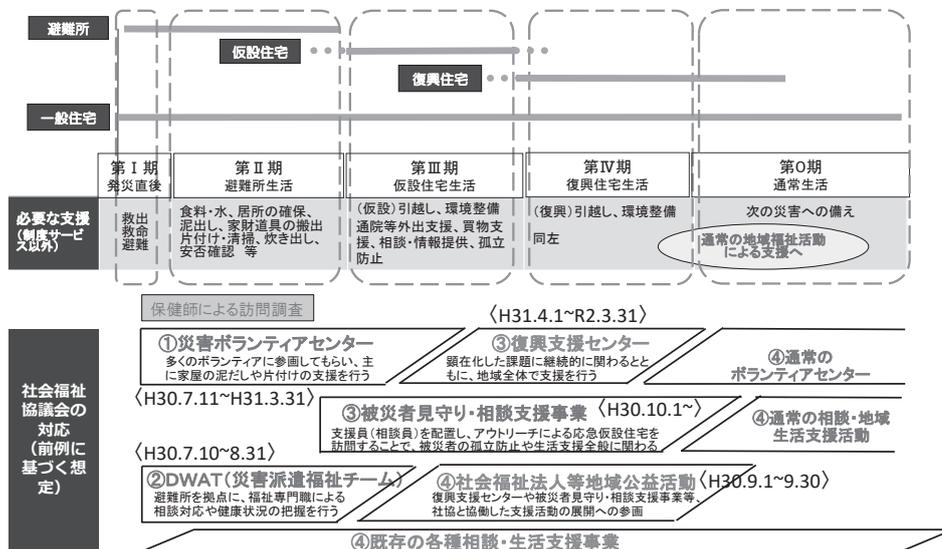
* 災害ボランティア・復興支援センター【災害ボランティアセンター+被災者見守り・相談支援】

- ボランティアの力を被災者につなげる機能、
- 専門的な知識や技術がある人に仲介する機能、
- 被災者の孤立防止や生活支援全般に関わるとともに、顕在化した課題に対して、地域全体で支援を行う機能

SDGs(持続的な開発目標)との関係性



平成30年7月豪雨災害における被災者支援の主な流れ



主な事業	管理番号	R5	R6	R7	R8	R9
■災害ボランティア・復興支援センターの理解・啓発 県行政と調整のうえ、市町村社協および市町村行政を対象に、災害ボランティア・復興支援の考え方の理解を促し、方向性や視点の共有化を図る。						
・災害支援体制行政・社協合同会議の開催	1-1-5-8	○	○	○	○	○
■災害ボランティア・復興支援センターの推進 市町村社協において、地元の社会資源や多様な主体を把握し、協働の仕組ができるよう、また、災害発生から日常生活に戻るまで切れ目ない相談・生活支援活動が展開できるよう推進する。						
・災害時における協働の仕組構築事業の実施 * 新規	1-1-2-5 1-1-5-5	○	○	○	○	○
■県域としての後方支援(バックアップ機能) 市町村社協が災害発生から日常生活に戻るまで切れ目なく相談・生活支援活動を展開できるよう、県域での後方支援(バックアップ)を行う。						
・市町村社協災害支援担当者会議の開催 * 新規	1-1-4-6 1-1-5-6	○	○	○	○	○
・災害福祉支援の基本研修(市町村社協対象)の開催	1-1-4-7 1-1-5-7		○	○	○	○
・県災害福祉支援センター構想の検討 * 新規	1-3-6-11	○	○	○		

第8次計画における重点的取組②(災害ボランティア・復興支援センターの考え方)

